

# 国民健康保険料の産前産後免除制度について

令和6年1月1日から、出産予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「**出産被保険者**」）の国民健康保険料の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。

※この制度での**出産**とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

## 対象者及び受付期間

- ・令和5年11月1日以降に出産した方、または出産予定の方
- ・出産予定日の6か月前から届出ができます。

※届出がない場合でも、大雪地区広域連合で**出産の事実が確認**できた場合、職権で**出産被保険者の保険料免除**をします。保険料の更正は、**出産育児一時金支給実績**やお子さんの**国保加入手続き**をもって**事実確認**を行いますので、反映されまで時間がかかる場合があります。

※出産予定月と実際の出産月が異なる場合でも、当初の届出のまま適用します。出産日に合わせて**該当月の変更を希望**の場合は改めて届出をしてください。

## 保険料の免除期間及び区分

- ・**出産被保険者分の所得割額と均等割額**から、**出産予定月（又は出産月）の前月**から**出産予定月（又は出産月）の翌々月**（以下「**産前産後期間**」）相当分が**減額**されます。
- ・**多胎妊娠**の場合は、**出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分**が**減免**されます。

	3か月前	前々月	前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
単胎妊娠(出産)			○	★	○	○
多胎妊娠(出産)	○	○	○	★	○	○

※保険料が減額された結果、納め過ぎになった場合は、**差額が還付**されます。

※保険料が**限度額**に達している世帯については、**保険料額が変わらない**場合があります。

※減額の**対象月**は令和6年1月からとなります。

## よくある質問

### Q 届出をしないと、免除を受けられないのですか？

- A 届出をしなくても、大雪地区広域連合で確認できしだい、保険料を軽減します。  
大雪地区広域連合での出産育児一時金支給実績や、お子さんの国保加入手続きをもとに出産の事実を確認し対象期間の保険料を軽減します。

### Q 出産前に免除を受けたい場合に申請はどうすればいいですか？

- A 出産予定日の6か月前から申請が可能となりますので、大雪地区広域連合（0166-82-3697）へお問合せ下さい。  
申請書や必要書類（本人確認書類や母子健康手帳などのコピー）について記載した書類をお送りします。

### Q 出産前に届出を行い、予定月が実際の出産月と替わった場合、再度の届出が必要ですか？

- A 再度の手続きは不要です。  
実際の出産月が異なったとしても、対象期間変わらず、年度をまたがない限り軽減額に変わりはありません。

### Q 出産（予定）月が3月の場合、どのように軽減されますか？

- A 対象期間が年度をまたぐ場合、各年度の保険料からそれぞれ軽減されます。  
3月出生の場合、2月3月分を当該年度、4月5月分を次年度の保険料額で計算され軽減されます。

### Q 産前産後期間中に転出した場合はどうなりますか？

- A 大雪地区広域連合の国保加入期間以外の部分については、転出先自治体で該当になります。転出先での国保加入の手続きの際に担当部署にお問合せ下さい。

### Q すでに保険料を納めている場合、保険料は戻ってきますか？

- A 軽減の結果、納め過ぎた保険料がある場合には後日還付します。

#### 【問合せ先】

大雪地区広域連合 国民健康保険対策室 0166-82-3697（内線562）  
北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号